



(照会先)

厚生労働省社会・援護局総務課

災害救助·救援対策室

災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819) 救 助 係 長 吉元 信治 (内線 2819) 電話 (代表) 03-5253-1111

(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年11月27日(22:00)

11月27日の暴風雪による災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

11月27日の暴風雪による被害により、北海道室蘭市他6市町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、北海道は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法		被害の状況等	備	考
適用市町村	法適用日			·
【北海道】				
室蘭市 (むろらんし)	11月27日	11月27日の暴風雪による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるお		
登別市 (のぼりべつし)	11月27日	それが生じており、避難して継続的に救助を必要 としている。		
伊達市(だてし)	11月27日			
虻田郡豊浦町	11月27日			
(あぶたぐんとようらちょう)				
有珠郡壮瞥町	11月27日			
(うすぐんそうべつちょう)				
白老郡白老町	11月27日			
(しらおいぐんしらおいちょう)				
虻田郡洞爺湖町	11月27日			
(あぶたぐんとうやこちょう)				
	1			

- 2 今までにとられた措置
 - ・避難所の設置